

三重縣公報

第五千三百三十一號

昭和二十年十月五日

金 曜 日

告 示

●三重縣告示第四百九十二號

三重縣建築木工技術者養成所ヲ昭和二十年十月五日ヨリ左記ニ設置ス

昭和二十年十月五日

三重縣知事 清水重夫

三重縣一志郡久居町字柳原六五〇

●三重縣告示第四百九十三號

三重縣建築木工技術者養成所規程左ノ通定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年十月五日

三重縣知事 清水重夫

三重縣建築木工技術者養成所規程

第一章 總 則

第一條 三重縣建築木工技術者養成所(以下養成所ト稱ス)ハ建築並ニ

木工作業ニ必要ナル基礎的技術ヲ授ケ併セテ國家ノ要請ニ挺身スル者

壯年大工並ニ家具職ヲ急速養成スルヲ以テ目的トス

第二條 養成期間ハ一期ヲ三月トシ年四回之ヲ實施ス

第三條 養成工定員左ノ通定ム

建築工科 四〇名

木工科 三〇名

第二章 職 制

第四條 本養成所ニ左ノ職員ヲ置ク

所 長

指導員 四名

助 手 四名

事務員 二名

合 監 四名(指導員及助手中ヨリ兼任)

講 師

第五條 所長ハ知事ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌理シ所員ヲ指揮監督ス

第六條 指導員及助手ハ所長ノ命ヲ承ケ入所生ノ學科並ニ事務ヲ掌ル

第七條 事務員ハ所長ノ命ヲ承ケ庶務、會計ニ從事ス

第八條 合監ハ所長ノ命ヲ承ケ寄宿舎ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 所長事故アルトキハ上席指導員之ヲ代理ス

第三章 教授要目及教授時數

第十條 教授要目及教授時數ハ別表ノ通定ム但シ所長ハ必要ニ應ジ教授時數ヲ増減スルコトヲ得

第四章 休 日

第十一條 休日ヲ定ムルコト左ノ如シ但シ所長ニ於テ必要ト認メタル場合ハ之ヲ變更又ハ伸縮スルコトヲ得
昭和二年勅令第二十五號ニ依ル休日タル祭日祝日
日曜日
開所記念日
年未年始(十二月三十一日ヨリ翌年一月三日迄)

第五章 入所、休所、退所及修了

第十二條 入所ヲ許可スベキ者ハ左ノ各號ニ該當スル者ニシテ勤勞署長ノ推薦シタル者ニ付養成所長ニ於テ身體検査及人物考査ヲ行ヒ適格ト認メタル者ニ付所長之ヲ決定ス
一、品行方正、志操堅固ニシテ身體強健ナル者
二、年齢十八歳以上三十歳迄ノ男子ニシテ國民學校高等科ヲ修了シタル者

第十三條 入所希望者ハ第一號書式ノ願書ニ自筆履歷書、身元證明書、身體検査書及戶籍抄本ヲ添ヘ所轄勤勞署長ヲ經テ養成所長ニ提出スベシ

第十四條 入所生ハ自己ノ便宜ニ依リ休所又ハ退所スルコトヲ得ズ但シ病氣其ノ他已ムテ得ザル事由アル場合ハ知事ノ許可ヲ受クベシ

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ退所ヲ命ズルコトアルベシ
一、性行不良ニシテ改悛ノ見込ナシト認メタル者

二、身體虛弱ニシテ成業ノ見込ナキ者

三、正當ノ事由ナクシテ屢々缺席シ成績不良ナル者
第十六條 所定ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第二號書式ノ修了證書ヲ授與シ工場事業場以外ノ從業者ハ重要方面ニ優先的ニ就職斡施ス

第六章 補 導 費

第十七條 入所中ニ於ケル補導費並ニ實習ニ要スル經費ハ縣ニ於テ負擔ス
第十八條 退所ヲ命セラレタル者又ハ自己ノ便宜ニ依リ退所シタル者ニハ退所迄ニ要シタル經費ヲ返還セシムルコトアルベシ

第七章 賞 罰

第十九條 品行方正成績優良ニシテ他ノ模範トナルベキ者ニ對シテハ賞狀ヲ授與ス
第二十條 入所生ニシテ不都合ノ所爲アリタル者ニ對シテハ其ノ輕重ニ依リ所長之ヲ懲戒ス
懲戒ハ左ノ二種トス
一、戒飭
二、謹慎

第二十一條 器具ヲ毀損亡失シタル者ニハ其ノ情況ニ依リ辨償セシムルコトアルベシ

第八章 雜 則

第二十二條 本規程施行ニ關シ必要ナル細則ハ所長別ニ之ヲ定ム

(別表)

三重縣建築木工技術者養成所教授要目並ニ時數

一、基本技能

- (1) 指矩ノ使用法 八時間
- (2) 墨壺ノ使用法 八時間
- (3) 鉤ノ使用法及手入法 四五時間
- (4) 鋸ノ使用法及手入法 四五時間
- (5) 鑿ノ使用法及手入法 四五時間
- (6) 其ノ他工具ノ使用法及手入法 四五時間
- (7) 木材ノ鑑別法及使用法 一五時間
- (8) 釘鉋物ノ使用法 八時間
- (9) 繼平仕口加工法 一五時間

二、應用實習

- (10) 地下工場支保工實習 七五時間
- (11) 住宅建設實習 一五〇時間
- (12) 建物修理實習 七五時間

三、學 科

- (13) 圖面ノ見方 一六〇時間
- (14) 水盛遺形 二三時間
- (15) 板圖書方 二三時間
- (16) 德育 二六時間
- (17) 體鍊 一三時間
- (18) 一般學科 二六時間
- (19) 製圖科 二六時間

第一號書式

入 所 願
貴所養成工トシテ入所御許可相成度關係書類相添ヘ右御願ス
昭和 年 月 日
本 籍 現住所
氏 名 〇〇

第二號書式

修了證書
建築工又ハ木工科 氏 名
生年月日
右ノ者本所ニ於テ所定ノ課程ヲ修了セシコトヲ證ス
昭和 年 月 日
三重縣建築木工技術者養成所長 〇〇

●三重縣告示第四百九十四號

三重縣女子機械技術指導員津、四日市、松阪養成所並ニ三重縣女子製圖工補導所ハ昭和二十年十月五日限り之ヲ廢止ス

昭和二十年十月五日
三重縣知事 清水重夫

通牒照會

議第一七八號

昭和二十年十月五日

內政部 長

- 各部 長 殿
- 廳中各課 長 殿
- 各 地方事務所 長 殿
- 各 市町村 長 殿

昭和二十年人口調査ニ關スル件

標題ノ件ニ關シ九月十日各省次官會議ニ於テ別記寫ノ通決定相成タル趣其ノ筋ヨリ通牒アリタルニ付右趣旨御了承ノ上人口調査ノ目的達成ニ支障ヲ來サザル様御配意相成度

別記寫

人口調査ニ關スル件

昭和二十年九月十日
次官會議決定

一、來ル十一月一日ニ施行スベキ昭和二十年人口調査ニ際シテ各省又ハ其ノ管下ノ官廳方便宜、同調査ニ附帶的ニ各種ノ調査ヲ施行セシメ又ハ各世帯ニ人口調査以外ノ印刷物ヲ配付セシムル等ノ事ハ都道府縣市區町村ノ統計機關ニ負擔過重ヲ來シ人口調査ノ目的達成ニ妨カ

ラザル支障ヲ來スベキニ付右ノ如キ企畫ハ之ヲ爲サザルコト
二、人口調査ハ現在地主義ノ實査ナルニ付調査當日、各種ノ健物合等ヲ行フハ人口ノ常態ヲ亂シ調査上面白カラザルニ付極力之ヲ避クルニ努力スルコト
右二件管下關係方面ニモ徹底方取計ラフコト

教第一八八四號

昭和二十年十月五日

內政部 長

- 各 地方事務所 長 殿
- 各 市町村 長 殿
- 各 中等學校 長 殿
- 各 青年學校 長 殿
- 各 國民學校 長 殿

時局ノ急轉ニ伴フ學校教育ニ關スル件

標題ノ件ニ關シテハ曩ニ取敢ヘズ當面ノ措置指示致シタル處右ニ關聯シ國民學校、青年學校及中等學校ノ教育ニ關シ左記事項御留意相成度通牒ス

記

一、國民學校教育ニ關スル事項

- (1) 高等科ノ義務制ニ付テハ尙從前通共ノ實施ヲ延期セラレ居ルコト
- (2) 成ルベク速ニ平時ノ授業狀況ニ復スルコト

但シ戰災學校ニ於テ平常ノ授業狀況ニ復シ得ザル場合ニ於テハ特ニ左記ノ留意シ一層教育ノ徹底ヲ期スルコト

(1) 教育ハ國民學校ノ教則ニ則ルハ勿論ナルモ特ニ訓練ヲ重視スルコト

(2) 兒童ノ學習ニ付テハ豫メ學習豫定表ヲ示シ家庭ノ積極的ナル協力ヲ得テ自學自習ニ力メシムルコト

(3) 教師ハ努メテ家庭ニ赴キ學習及生活ノ指導ヲ爲スコト

(4) 戰災兒童ニシテ他ノ地方ニ轉住シ未ダニ轉入學テ爲シ居ラザル者又ハ戰災ノ爲通學困難ナル兒童ニシテ尙家庭ニ在ル者無キニシモアラズト思惟セララルニ付此ノ際各學校ニ於テ一齊ニ校下ノ就學該當兒童調ヲナシ一人モ洩レナク就學セシムルコト

(5) 現下食糧増産ノ緊要性ニ鑑ミ特ニ秋季農繁期ヲ控ヘ高等科ハ勿論初等科ニ於テモ積極的ニ之ニ協力奉仕セシムルコト

二、青年學校教育ニ關スル事項

(1) 工場事業場等ニ設置ノ青年學校ニ在セル生徒ニシテ時局ノ急變ニ伴ヒ各地方ニ分散シ居ル者及ビ軍ノ復員者ニシテ該當年齡者多數有ルベクト思料セラルルニ付此ノ際各學校ニ於テ一齊ニ校下ノ就學該當生徒調ヲナシ義務制ノ本旨ト現下ノ國情ニ鑑ミ速ニ公立青年學校ニ就學セシムルコト

(2) 各學年ノ課程又ハ普通科若ハ本科ノ全課程ノ修了ヲ認ムル義務課程時數ハ當分ノ内青年學校令施行規則第一條各號表ノ教授及訓練科目ノ合計時數ヲ以テスルヲ得ルコト

(3) 教科科ノ時數ハ之ヲ職業科及體操等ニ適宜充當スルト共ニ教育全般ニ互リテ一層地方ノ特色ヲ發揮スル様創意工夫ヲナスコト

教第一八九四號

昭和二十年十月五日

內政部 長

- 各 地方事務所 長 殿
- 各 中等學校 長 殿
- 各 青年學校 長 殿
- 各 國民學校 長 殿

終戰ニ伴フ教科用圖書取扱ニ關スル件

- (1) 女子青年學校ニ在リテハ特ニ生活ノ科學化ニ付指導スルト共ニ好徳ノ涵養ニ力メ且一層就學ノ徹底ヲ期スルコト
- (2) 平時ノ教授及訓練ノ狀態ニ復元シタル場合ニ於テモ現下食糧増産ノ緊急性ニ鑑ミ一層之ガ増産ニ力メシムルコト
- (3) 尙之ガ集團作業ニ於ケル時數ハ教授及訓練時數ト看做スコト
- 三、中等學校教育ニ關スル事項
- (1) 學校教練中止ニ依ル餘裕時數並ニ別途通牒ノ教材ノ削除ニ依リ生ズベキ餘裕時數ハ食糧増産、戰災復舊等ノ作業ニ配當シ積極的ニ協力スルコト
- (2) 轉入學申出者ニ對シテハ速カニ其ノ手續ヲ速ビ當該生徒ノ教育ニ間隙無カラシムル様配意スルコト
- (3) 昭和十九年度ニ於テ商業學校ヨリ轉換セル工業學校ニ在リテハ追テ何分ノ指示アル迄從來ノ教育ヲ實施シ授業時間ニ餘裕生ズル場合ハ(1)ニ準シ措置スルコト

中等學校、青年學校及國民學校ニ於ケル教科用圖書ニ付キテハ追テ何分ノ指示アルマデ現行教科用圖書ヲ繼續使用シ差支ナキモ戰爭終結ニ關スル詔書ノ御精神ニ鑑ミ適當ナラザル教材ニツキテハ左記ニ依リ全部或ハ部分的ニ削除シ又ハ取扱ニ慎重ヲ期スル等萬全ノ注意ヲ拂ハレ度右通牒ス

追テ左記一及二ニ付キテハ早急ニ全教科科目ニツキ各學校ニ於テ又ハ數校聯合シテ具體的調査研究ヲナシ實施ニ遺憾ナキヲ期セラレ度申添フ

記

- 一、省略削除又ハ取扱上注意スベキ教材ノ規程概ネ左ノ如シ
 - (1) 國防軍備等ヲ強調セル教材
 - (2) 戰意昂揚ニ關スル教材
 - (3) 國際ノ和親ヲ妨グル虞アル教材
 - (4) 戰爭終結ニ伴フ現實ノ事象ト著ク遊離シ、又ハ今後ニ於ケル兒童生徒ノ生活體驗ト甚シク遠ザカリ教材トシテノ價值ヲ減損セル教材
 - (5) 其ノ他承諾必讀ノ點ニ鑑ミ適當ナラザル教材
- 二、教材省略ノ爲補充ヲ必要トスル場合ニハ國體護持道義確立ニ關スル教材文化國家ノ國民タルニフサハシキ教養、操等ニ關スル教材農産増強ニ關スル教材、科學的精神啓蒙並ニ其ノ具現ニ關スル教材、體育衛生ニ關スル教材、國際平和ニ關スル教材等テ夫々ノ教科科目ノ立場ヨリ、土地ノ情況、時局ノ現實等ニ精ヘテ適宜採取補充スルコト

- 三、削除スベキ教材又ハ取扱上注意ヲ要スル教材(○印)ノ一例ヲ國民學校後期用國語教科書ニツキ示セバ概ネ次ノ如シ
 - ヨミカタ二
 - 四、ラヂオノコトバ、十六、兵タイゴッコ、十八、シヤシン
 - よみかた四
 - 三、海軍のいっさん、○十滿洲の冬、十五、いっさんの入骨、二十、金しくんしよう、二十一、病院の兵たいさん、二十二、支那の子ども
- 初等科國語二
 - 一、神の劍、七、潜水艦、八、南洋、九、映畫、十四、軍旗、十五、あもん袋、二十一、三勇士
- 初等科國語四
 - 一、船は帆船よ、三、バナナ、四、大連から、五、観艦式、十一、大演習、十二、小さな傳令使、○十七、廣瀬中佐、十九、太砲のできるまで、二十三、防空監視哨
- 初等科國語六
 - 二、水兵の母、三、姿なき入城、○五、朝鮮のあな、九、十二月八日、十、不沈艦の最期、十八、遼前上陸、○十九、病院船
- 初等科國語八
 - 三、ダバオ、十三、マライを進む、十五、シンガポール陥落の夜、十六、もののふの情、二十一、太平洋
- 高等科國語二
 - 二、單獨飛行、三、紙を打つ、八、輸送船、九、ハワイ海戰

●教第一九六七號

昭和二十年十月五日

内 政 部 長

- 各 地方事務所長殿
- 各 中等學校長殿
- 各 國民學校長殿
- 各 青年學校長殿

學校ニ於ケル主要食糧生産物處理狀況

報告ニ關スル件

米麥其ノ他甘藷、馬鈴薯等主要食糧品ノ生産ハ現下愈々緊急止ムベカラザル所各位ハ全校一致之ガ目標達成ノ爲終始努力ヲ傾ケ來リ多大ノ成果ヲ收メツツアルハ誠ニ喜ビニ堪ヘズ而シテ之ガ生産物ニ就キテハ兼々供出其ノ他國家目的達成上遺憾ナキヲ期セラレツツアル所ト信ズルモ關係諸通牒ノ主旨ニ則リ所在地農業會ト緊密ナル連絡ヲ遂ゲ之ガ處理ニ萬遺憾ナキヲ期セラレ度

尙十二月二十日限り左記様式ニ依リ昭和二十年度生産品處理狀況御報告相成度

記

主要食糧生産物處理狀況報告書

學校名 ()

品目	作付段別實收量	處理狀況		備考
		供出量	實験實習 使用量	
米				
大麥				
小麥				
甘藷				
馬鈴薯				

備考 (1) 實習田畑ヲ含ム既耕地生産物ニ付記入ノコト
(2) 處理狀況ハ供出實驗實習教授用、其ノ他具體的ニ區分シテ記入ノコト

二、開墾地

品目	作付段別實收量	處理狀況		備考
		供出量	實験實習 使用量	
米				
大麥				
小麥				
甘藷				
馬鈴薯				

備考 校庭其ノ他新ニ開墾セルモノニ付記入ノコト

昭和二十年十月五日印刷發行
三重縣公報 (第三種郵便物認可)

津市 榮町一丁目
三 重 縣 廳
津市廣明町一六一番地ノ二
印刷所 三重縣印刷所
兼管口産番號名古屋一四三六番

●議第一七〇號

昭和二十年十月六日

三重縣内政部長

各市町村長殿

夏秋蠶豫想收繭高報告方ニ關スル件

九月二十五日現在ヲ以テ調査シ同月二十八日迄ニ報告相成ルベキ標題ノ件農業會養蠶部ニ付調査ノ上別紙添付ノ用紙ニ依リ期限モ既ニ經過セルニ付折返シ報告相成度

追テ夏秋蠶トハ夏蠶、秋蠶、晚秋蠶ノ總稱ナルヲ以テ右ノ全體ニ亘リ調査ヲ遂ゲ脱漏ナキヲ期セラレ度念ノ爲申添フ

●議第一七一號

昭和二十年十月六日

三重縣内政部長

各市町村長殿

農林水産業調査報告ニ關スル件

九月三十日限り報告相成ルベキ標題左記諸表ニ係ル報告用紙別添ノ通其ノ筋ヨリ送付アリタルニ付至急調査

ヲ遂ゲ報告相成度

追テ九月末日限り報告ノ農作物實收調査報告用紙ハ蠶ニ送付ノ農作物實收調査報告簿ニ依ル用紙使用報告相成度念ノ爲

- 記
- 一、漁船數
 - 一、製 茶
 - 一、水田養魚
 - 一、水産増殖

●議第一七二號

昭和二十年十月六日

三重縣内政部長

各市町村長殿

耕地統計報告ニ關スル件

昭和二十年耕地統計報告ノ要領ハ七月十日附統第二七〇號(縣公報登載)通牒ニ依リ御配意中トハ存ゼラルルモ右ハ八月末日限り報告相成ルベキモノニシテ而カモ市町村長及市町村農業會長連名ニテ地方事務所經由報告セラルベキ義ナルニ未ダ報告書到達セズ處理上支障尠カラザルニ付前記通牒參照ノ上至急報告相成度右照會ス

別刷

●議第一七三號

昭和二十年十月六日

三重縣內政部長

各市町村長殿

三重縣勸業統計ニ依ル甘藷豫想收穫高

報告方ノ件

十月十日現在ヲ以テ調査シ同月十五日迄ニ報告相成ル
ベキ標題ノ件御配意中トハ存ゼラルルモ右ハ速急取纏
メヲ完了シ之ガ資料ノ提供ヲ要スル義ニ付彙ニ送付ノ
三重縣勸業統計報告簿用紙ニ依リ期限恪守ノ上報告相
成度念ノ爲申進ム

追テ作付面積ハ六月三十日現在調査報告ノ甘藷作付
面積ニ據ラレ度尙段當收量ハ充分實地堀取等ニ依リ
検討ヲ加ヘラレ度